

令和 4 年 度

事 業 計 画

社会福祉法人 阿北福祉会

令和4年度 社会福祉法人阿北福祉会 事業計画

【理念】

- 博 愛 : 思いやりの心
誠 実 : 真心を尽くす
創意工夫 : 工夫する態度
地域貢献 : 地域の中の施設づくり

【方針】

令和4年度は、社会福祉法人阿北福祉会 設立41年目を迎える。

国では、「2040年を見据えた社会福祉法人の役割」「職員の待遇改善」等を課題としている中、当法人経営を考えていく必要がある。

令和4年度は、前年度に引き続き、「感染症や災害への対応力強化」、「地域包括ケアシステムの推進」、「自立支援・重度化防止の取組の推進」、「介護人材の確保・介護現場の革新」、「制度の安定性・持続可能性の確保」を図ることが求められている。さらに、感染、災害に対するBCP（業務継続計画）作成や、入所者・利用者の自立支援、職員のケアの質の向上を目的としたLIFE（科学的介護）の取組みが課されている。

この地域での高齢化、少子化、それに伴う職員人材確保の困難さがあり、さらに新型コロナウイルス感染症への対応に当たってはさらなる予防策に取り組まねばならない。

事業経営においては、特別養護老人ホーム入所に関する問題や入所者の重度化等の対応や、デイサービス、ショートステイ利用者の高齢化による利用者の減少の対応、居宅介護支援事業所においては、地域住民の要望、実態等の把握に努め事業を進める。

そのためにも、役員、職員一致協力の下、入所者、利用者の視点に立ったサービスを提供し、行政と連携しつつ、社会福祉施設の役割を地域へ還元するために各事業を実施する。

【目標】

1. 社会福祉法人阿北福祉会の機能の強化と健全な経営
2. 利用者の人格、尊厳の確保と生きがいのある生活づくりの提供
3. 職員の資質向上とサービス計画の作成によるケア
4. 地域社会への施設機能の開放と貢献
5. 諸機関との連携、連絡と情報収集
6. サービス情報公開と広報活動の強化

【職員のモットー】

- 施設と係わりのある入所者、利用者が、毎日、安心して過ごしていただけるよう一人一人の人格を尊重してお世話をいたします。
- 一年の四季を感じていただけるサービス提供に努めます。
- 理念に沿って、チームワークのもとサービスの質の向上を目指します。

令和4年度 特別養護老人ホーム 阿北苑 事業計画

[運営方針]

1. 入所者の生活の質の向上

入所者担当制に基づき、一人ひとりのニーズと意思を尊重し、観察力を怠らず可能性の実現と生活の質の向上に努める。

2. 公平・公正な施設運営の厳守

入所者の生活と人権を擁護する為、自己点検を強化し公平・公正な開かれた施設運営に努める。

3. 職員の資質・専門性の向上

常に誠意をもって質の高いサービスが提供出来るよう、自己研鑽に励み専門性の向上に努める。

4. 地域との交流を拡大

地域との交流を促進し、ボランティアの受け入れを拡大し『開かれた施設』として利用されるよう努める。

[重点目標]

1. 職員の育成

苑内外の研修に積極的に参加し、専門としての知識の習得・技術の向上に努める。

職員による意識改革を推し進め、業務の見直し、働き方改革を行っていく。

2. 処遇計画（ケアの統一）

定期的にケース会議を行い、入所者個々のA D L・問題行動の内容を検討し統一処遇の徹底と問題解決に努める。

3. 看取りケアの取り組み

人生の最期をその人らしく迎えられるよう、職種間・職員間で情報を共有し連携を図りながら、きめ細やかな心のこもったケアを実施する。

4. 個人情報保護

個人情報保護法の全面施行に伴い、その目的や状態を問わず、個人情報の性格と重要性を認識し、同法律の規定に基づき漏洩のないように厳格な確保に努める。

5. 苦情解決

苦情（相談）解決の窓口を有効に機能させ、利用者及び家族からの苦情を適切に解決するように努める。

6. 防災・防犯計画

利用者の安全を保つため、防災・防犯対策を把握し、未然防止に期する。
避難訓練・消火訓練・防犯訓練を定期的に実施する。

7. 地域貢献

社会福祉法人として公共の福祉に貢献できるよう、常に地域の皆様の声を大切にし、そのニーズに対応できるよう努めていく。

8. 栄養管理・給食サービスの提供

利用者のニーズと状態に沿った栄養計画を作成すると共に、噛む力や飲み込む力が弱い方にもバリエーションに富んだ食事の提供を行う。

9. 短期入所生活介護（介護予防）

可能な限り在宅生活が継続できるよう自立支援介護を提供すると共に、ご家族の介護負担の軽減を図っていく。

担当者会議への出席等を通じ、居宅介護支援事業所及び居宅サービス事業者との連携を強化することで、統一的且つ包括的なサービス提供を目指す。

[日課等]

時間	項目
7時00分	起床・更衣・整容
7時30分	朝食
8時30分	口腔ケア
9時00分	排泄
10時30分	シーツ交換（※週1回）
10時00分	水分補給
10時40分	入浴（※個別に週2回のご入浴日を決めさせて頂きます）
11時30分	食前体操
12時00分	昼食
13時00分	口腔ケア
13時30分	午睡
14時00分	余暇活動・レクリエーション 入浴（※個別に週2回のご入浴日を決めさせて頂きます）
15時00分	おやつ・水分補給
15時30分	排泄
17時10分	食前体操・口腔ケア体操
17時30分	夕食
18時30分	口腔ケア・排泄
20時00分	眠剤服用・水分補給・バイタル測定
21時00分	排泄・体位変換
1時00分	排泄・体位変換
4時00分	排泄・体位変換

[月間・週間行事計画]

« 1回／2ヶ月 »

- ・ST（言語聴覚士）による職員勉強会（奇数月）
- ・第三者委員巡回相談（奇数月）

« 1回／月 »

- ・職員会議（第3土曜日）
- ・各棟入所者懇談会（毎月不定期）
- ・法話（11月～翌年3月中止）
- ・散髪（第1金曜日）
- ・体重測定（月に一回、棟毎に月曜日）

« 1回／週 »

- ・ベッドメーキング
- ・機能訓練（毎週月曜日・4回/1ヶ月）
- ・ポータブルトイレ洗浄（各ポータブルトイレの担当者）
- ・レクリエーション（毎週 金曜日 午後より）

« 2回／週 »

- ・入浴（個人浴・座位浴・特浴）

« 毎日 »

- ・各入所者の誕生日のお祝い

[年間行事計画表]

月	行 事	行事食
4	開苑記念日・旧ひな祭り・EGF収穫祭・桜の花見 ふるさと巡り	
5	端午の節句・ふるさと巡り・花見ドライブ	母の日御膳、
6	ホタル観賞	父の日御膳
7	七夕・ふるさと巡り・そうめん流し・かき氷作り	七夕献立・土用の丑鰐メニュー
8	阿北苑盆供養・おがわ夏祭り	お盆献立
9	敬老祝賀会・家族会	敬老お祝い御膳
10	入所者運動会・EGF収穫祭	パンバイキング
11	たまがわ道の駅祭り・焼き芋作り	
12	柚子湯・クリスマス会	クリスマス献立・ケーキバイキング
1	初詣・かるた会・書初め	お正月献立・寿司バイキング
2	節分	節分献立
3	ひな祭り	お雛様御膳

令和4年度 阿北苑デイサービスセンター事業計画

1. 運営方針

① 通所介護事業

要介護状態にある利用者の心身の特徴を踏まえて、利用者が可能な限りご自宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活ができるよう、利用者の社会的孤立感の解消と心身機能の維持を図るとともに、利用者及び家族の身体的、精神的負担の軽減を図る。

② 萩市介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

要支援状態にある、または要介護に移行する可能性の高い「チェックリスト該当の事業対象者」に対し、高齢者の生活機能や心身の状態、価値観等を踏まえて、利用者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなサービスを提供し、介護予防を図る。

③ 萩市介護予防教室

高齢者の生きがいと社会参加を促進し、閉じこもりがちで要介護状態になる恐れのある高齢者に対して、サービスを提供することにより、社会的孤独感の解消、自立生活の助長および要介護状態になることの予防を図る。

2. 重点目標

- ① 年1回のアンケートを実施し、利用者及び家族の声を把握し、満足していただけるサービスを継続的安定的に提供する。
- ② 通所介護事業、総合事業の再検討を行い、円滑で効率的な経営を行う。
利用者の減少や職員確保の困難を踏まえ、業務改善に取り組む。
- ③ 5S（整理、整頓、清潔、清掃、躰）を徹底し、快適な施設環境及び職場環境づくりに努める。
- ④ サービスの質の向上と職員としての自覚を持ち資質の向上を目指す。また研修への参加、自己研鑽さらに資格取得を積極的に取り組む。
- ⑤ 認知症利用者に対する正しい知識と処遇方法を取得する。
- ⑥ 地域におけるサービスを必要とする高齢者の実態把握に務め、サービス内容の公表、関係機関への働きかけを積極的に行い利用者の発掘、確保に努める。
- ⑦ 利用者の個人情報に関し、安全管理を徹底させ個人情報保護に努める。
- ⑧ 業務上知り得た情報の守秘義務を厳守する。
- ⑨ 感染症および食中毒に対する正しい知識と予防及び蔓延防止に努める。
新型コロナウイルスに対する予防を徹底する。（消毒、検温、マスクの着用等）
- ⑩ ヒヤリハット、事故報告書の分析、マニュアルの見直し、危険予知トレーニング等を行い介護の標準化と危機管理能力体制の強化を図る。
- ⑪ 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束を正当化することなく職員一人ひとりが身体的、精神的弊害を理解し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実践に努める。
- ⑫ 高齢者虐待の発見、対応と家族介護の負担軽減などの対応や悪質商法などからの被害防止など、高齢者の権利擁護にかかわることなどで前兆を見つけた時には、行政や関係機関等との連携により適切に対応する。

- ⑬ 通所介護計画書、介護予防通所介護計画書は、利用者、家族のニーズを的確に把握し利用者、家族の同意の下でサービスの提供を行う。
- ⑭ 利用者の健康状態の把握に努め、家族と連絡を取りながら異常の早期発見、早期対応を図る。
- ⑮ 適切なサービス提供に向けた自己評価、利用者が選択できるよう事業所の情報を開示する。
- ⑯ 特養と協働して地域貢献事業に関わる。

3. 処遇内容

食事

利用者の身体状況に配慮した昼食を用意し、季節感のある食事を提供する。

入浴

利用者の身体状況に応じた介助にてゆっくりとした気分で、心身ともにリラックスできるよう努める。その日の状況に応じてシャワー浴、足浴や清拭等も行う。

排泄

利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。また、羞恥心に対する配慮とプライバシーの保護に努める。

口腔ケア

利用者の摂食・嚥下機能の低下を早期に発見し、その悪化を予防する観点から口腔機能向上のための相談や口腔内ケア、摂食・嚥下機能に関する機能訓練等を行う。

健康チェック

利用者及び家族が適切な健康管理が行えるよう健康状態の把握に努め、家族と連絡を取りながら異常の早期発見、早期対応を行う。体調の変化等があった場合は、速やかに家族に連絡し医療機関への連絡等を行う。

相談援助

利用者及び家族から介護や福祉用具に関する相談があれば対応し、必要に応じて関係機関と連絡を取りながら適切な対応を行う。

送迎

利用者の身体状況に応じ、送迎車両・時間及びルートなどの配慮を心がけ自宅と施設までの送迎を行う。車両の定期的な清掃や始業・終業点検並びに整備を確實に行い、運転中の事故をなくし利用者が快適に乗車できるよう努める。

通所介護計画書の作成、評価

利用者一人ひとりにあった通所介護計画書はカンファレンスを行い作成し、利用者及び家族の同意の下、サービス提供を行う。評価は3か月ごとに行う。

個別機能訓練

利用者一人ひとりが居宅において可能な限り自立して暮らし続けられるように、身体機能そのものの回復を主たる目的とする訓練ではなく、残存する身体機能を活用して生活機能の維持・向上を図る。

行事・レクリエーション

年間行事計画に基づき、花見、七夕、運動会、忘年会、初詣、節分、ひな祭り等の季節感あふれ、楽しんでいただけるように努める。午前レクリエーションは、計算ドリル、塗り絵、間違い探し、折り紙、花札、トランプ、百人一首、囲碁、将棋、漢字ドリル等の脳の活性化になるプログラムを提供する。

事故の対応

利用者に事故が発生した場合は、事故対応マニュアルに従い迅速に対応する。ヒヤリハットの活用により介護事故予防を行う。

非常時の対応

火災発生時、風水害時、地震発生時は防災マニュアルに従い対応する。

苦情対応

苦情内容を真摯に受け止め、必要な対応を迅速に行う。受け付けた内容は全職員に周知し、再発防止、業務改善に努め、サービスの質の向上を図る。

会議

毎朝のミーティング、終礼、月例ミーティング、情報交換会、カンファレンス、担当者会議等で、確認、懸案事項に関する会議の場を設け、全職員の合意の下で結論を出し、会議で決まったことは必ず実行する。

記録

会議に際しては記録をし、回覧、捺印をする。ケース記録は、利用者の体調変化等があればできるだけ詳細にかつ具体的に記録する。

研修

職員の経験、担当業務に応じて、外部研修（Web 研修含む）に積極的に参加する。苑内研修にも参加し、知識や介護技術の習得を図る。

実習生の受け入れ

要請に応じて実習生の受け入れを行い、勉強の場を提供し、これからの中堅人材の育成に協力する。

令和 4 年度 阿北苑居宅介護支援事業所 事業計画

【運営方針】

1. 利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう配慮する。
2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択により、適切な保健医療サービス及び福祉サービス等の多様なサービスや事業者の連携を得て、総合的・効果的に介護計画を提供するよう配慮する。
3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ち、利用者に提供されるサービス等が特定の種類または特定の事業者に不当に偏することのないよう、公正・中立に行う。
4. 他機関との連携に努める。

【事業の目的】

1. 介護給付（要介護 1 から要介護 5 対象者）

生活機能の低下が中・重度で介護サービスの利用が適切な高齢者からの相談に応じ、及びその心身の状況や置かれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を基に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう、サービスの種類、内容等の計画を作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整、その他の便宜を行う。

2. 予防給付（要支援 1 ・ 要支援 2 対象者）

萩市東包括支援センターより受託した生活機能の低下が軽く、改善する可能性の高い高齢者の相談に応じ、及びその心身の状況やおかれている環境等に応じて、本人や家族の意向等を元に、居宅サービス又は施設サービスを適切に利用できるよう指定居宅サービス事業者、介護保険施設等との連携調整、その他の便宜を行う。